

制定 令和元年 11 月 9 日

改訂 令和 4 年 7 月 1 日

羽沢横浜国大まちづくり協議会 会則

第 1 章 総則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は羽沢横浜国大まちづくり協議会（以下「会」という）と称し、事務局を（保土ヶ谷区常盤台 53-2 番地）横浜市常盤台地域ケアプラザに置く

(区域)

第 2 条 会の対象区域は、横浜市神奈川区羽沢南 1 丁目～4 丁目及び保土ヶ谷区常盤台の区域とし、別に定める活動地域図に示す区域とする。

(目的)

第 3 条 会は民主主義の精神に基づき会員相互に協力し、地域まちづくりの主体として、創意工夫し、サインづくり等により安全で快適な魅力あるまちづくりの推進を目的とする。

(活動内容)

第 4 条 会派、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) まちづくりに関する検討活動
- (2) まちづくりに関する実施活動
- (3) まちづくりに関する地域住民の意向等の調査活動

第 2 章 会員及び役員

(会員)

第 5 条 会の会員は、本推進会の目的に賛同する第 2 条に定める区域内の連合町内会、自治会、各種団体、施設、企業、店舗等の代表と土地・建物を所有する者、地域まちづくりの活動を行う者を対象とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員を選任)

第 6 条 会に、会長及び副会長のほか次の役員を置く、

会計 1 名

監事 1 名

2 会長及び副会長は、総会において選任する。

3 会計及び監事は総会において選任する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、会の会計を担当する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 9 条 会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認められるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

第3章 会の運営

(総会)

第10条 総会は、年一回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) その他会務運営上必要な事項

3 会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は原則として公開する。

5 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

6 議事は、出席会員の過半数で決する。

(経費)

第11条 会の運営に要する経費は、連合町内会・自治会、団体からの補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

第4章 雑則

(細則の制定)

第13条 本会施行のため必要な細則は、総会の議決を経て会長が決める。

(会則の改廃)

第14条 この規約の改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

附則

1 この会則は、令和元年12月1日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。